関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

令和4年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準 の取扱いについて

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課あて連絡しました ので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。 公益社団法人 日本医師会 御中

公益社団法人 日本歯科医師会 御中

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

一般社団法人 日本病院会 御中

公益社団法人 全日本病院協会 御中

公益社団法人 日本精神科病院協会 御中

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中

公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中

一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中

一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中

一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中

一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中

公益社団法人 日本看護協会 御中

一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中

公益財団法人 日本訪問看護財団 御中

独立行政法人 国立病院機構本部 御中

国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中

国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中

国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中

国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中

独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中

独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中

健康保険組合連合会 御中

全国健康保険協会 御中

健康保険組合 御中

公益社団法人 国民健康保険中央会 御中

社会保険診療報酬支払基金 御中

財務省主計局給与共済課 御中

文部科学省高等教育局医学教育課 御中

文部科学省高等教育局私学行政課 御中

総務省自治行政局公務員部福利課 御中

総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中

警察庁長官官房教養厚生課 御中

防衛省人事教育局 御中

労働基準局労災管理課 御中

労働基準局補償課 御中

各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和4年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて

基本診療料及び特掲診療料等の施設基準並びにその届出に関する手続きについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和4年3月4日保医発0304第2号)、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和4年3月4日保医発0304第3号)及び「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」(令和4年3月4日保医発0304第4号)により示しているところであるが、当該通知の第4表1及び表2に掲げる項目であって、その項目を令和4年10月1日以降も引き続き算定する場合に届出が必要とされているもの等について別紙のとおり取りまとめたので、届出漏れ等が生じないよう、その取扱いについて遺漏なきようご対応をお願いしたい。

また、別紙の届出対象について、令和4年10月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとするので、併せてご対応をお願いしたい。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い(その26)」(令和2年8月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「8月31日事務連絡」という。)のとおりであり、留意されたい。

令和4年10月1日以降も算定する場合に届出が必要なもの

〇基本診療料

| | 診療料 | * | | | | |
|-------|-----|--|---|---|-----------------------|--|
| 区分 | 項番 | 届出対象 (令和4年3月31日において下記施設基準を 届出していた保険医療機関) | 経過措置に係る要件(概要) | 引き続き算定する施設基準 | 届出が必要な様式※ | |
| 入院基 | 1 | 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の施設基準 注)ただし、令和4年3月31日時点で、許可病床数200床 以上400床未満の保険医療機関の急性期一般入院料1 の病棟であって、重症度、医療・看護必要度 I を用いて 評価を行っている病棟を除く | 令和4年3月31日時点で、急性期一般入院料1~5、7対1 入院基本料(結核、特定機能病院(一般病棟)、専門病 院)、看護必要度加算(特定、専門)、総合入院体制加算、 急性期看護補助体制加算、看護職員夜間配置加算、看護 補助加算1、地域包括ケア病棟入院料又は特定一般病棟 入保料の注7を届け出ている病棟又は病室については、令 和4年9月30日までの間に限り、「重症度、医療・看護必要 度」に係る施設基準を満たしているものとみなす。 | 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の施設基準 | 別添7の様式10 | |
| 本料 | 2 | 有床診療所入院基本料の注3に掲げる有床診療所在宅 患者支援病床初期加算 | 令和4年3月31日時点で、有床診療所入院基本料の届出を 行っている医療機関については、令和4年9月30日までの 間に限り、「適切な意思決定支援に関する指針を定めてい ること」の基準を満たしているものとみなす。 | 有床診療所入院基本料の注3に掲げる有床診療所在宅 患者支援病床初期加算 | 別添7の様式12の7 | |
| | | 障害者施設等入院基本料の注10に規定する夜間看護 体制加算 | | 障害者施設等入院基本料の注10に規定する夜間看護 体制加算 | | |
| | | 急性期看護補助体制加算の注3に規定する夜間看護体 制加算 | | 急性期看護補助体制加算の注3に規定する夜間看護体 制加算 | | |
| | 3 | 看護職員夜間配置加算(看護職員夜間12対1配置加算 1及び看護職員夜間16対1配置加算1に限る) | 令和4年3月31日時点で夜間看護体制加算等に係る届出を 行っている保険医療機関については、令和4年9月30日ま | 看護職員夜間配置加算(看護職員夜間12対1配置加算 1及び看護職員夜間16対1配置加算1に限る) | 別添7の様式13の3 | |
| | | 看護補助加算の注3に規定する夜間看護体制加算 | での間に限り、夜間における看護業務の負担軽減に資する 業務管理等に関する基準を満たしているものとする。 | 看護補助加算の注3に規定する夜間看護体制加算 | | |
| | | 精神科救急急性期医療入院料の注5に規定する看護職 員夜間配置加算 | | 精神科救急急性期医療入院料の注5に規定する看護職 員夜間配置加算 | | |
| | | 精神科救急・合併症入院料の注5に規定する看護職員 夜間配置加算 | | 精神科救急・合併症入院料の注5に規定する看護職員 夜間配置加算 | | |
| ᇫ | 4 | 急性期充実体制加算 | 院内迅速対応チームの構成員における所定の研修につい では、令和4年9月30日までの間は、当該基準を満たしてい るものとみなすものとする。 | | 別添7の様式14 | |
| 院基本料等 | 5 | 急性期充実体制加算 | 院内迅速対応チームに係る院内講習について、令和4年9月30日までの間は、当該基準を満たしているものとみなすものとする。ただし、その場合であっても1回目を令和4年9月30日までの間に開催すること。 | 急性期充実体制加算 | 別添7の様式14 | |
| 加算 | 6 | 病棟薬剤業務実施加算1(小児入院医療管理料(病棟 単位で行うものに限る)の届出を行っているものに限 る。) | 令和4年3月31日時点において、現に病棟薬剤業務実施加 第1の届出を行っている保険医療機関であって、小児入院 医療管理料の届出を行っているものについては、令和4年9 月30日までの間に限り、病棟薬剤業がを行う専任の薬剤師 が当該保険医療機関の全ての病棟に配置されているとみ なす。ただし、この場合であっても小児入院医療管理料を算 定する病棟に病棟薬剤業務を行う専任の薬剤師が配置さ れていないときは、当該加算を算定できない。 | 病棟薬剤業務実施加算1 | 別添7の様式40の4 | |
| | 7 | 入退院支援加算1 | 1の(4)に掲げる「連携医療機関」等の規定については、令 和4年3月31日において現に入退院支援加算1に係る届出 を行っている保険医療機関については、令和4年9月30日 までの間に限り、当該基準を満たすものとみなすものである こと。 | | 別添7の様式40の9 | |
| | 8 | 地域医療体制確保加算 | 令和4年3月31日時点で地域医療体制確保加算の届出を 行っている保険医療機関については、令和4年9月30日ま での間に限り、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」 に基づき、医師労働時間短縮計画」を作成することに係る 基準を満たしているものとする。 | 地域医療体制確保加算 | 別添7の様式40の16 | |
| | 9 | 救命教急入院料2及び4における重症度、医療看護必要度の評価方法 | 令和4年3月31日時点で救命救急入院料の届出を行っている治療室にあっては、令和4年9月30日までの間に限り、令和4年度改定前の特定集中治療室用の重症度、医療・看援 必年度に係る評価票を用いて評価をしても差し支えないこと。 | 救命教急入院料2及び4 | 別添7の様式43 | |
| | 10 | 特定集中治療室管理料における重症度、医療看護必要度の評価方法 | 令和4年3月31日時点で特定集中治療室管理料の届出を 行っている治療室にあっては、令和4年9月30日までの間に 限り、令和4年度改定前の特定集中治療室用の重症度、医 療・看護必要度に係る評価票を用いて評価をしても差し支 えないこと。 | 特定集中治療室管理料 | 別添7の様式43 | |
| 特定入院料 | 11 | 特定集中治療管理料の注5に規定する早期栄養介入管理加算 | 令和4年3月31日時点で特定集中治療室管理料の「注5」に 掲げる早期栄養介入管理加算の届出を行っている治療室 にあっては、令和4年9月30日までの間に限り、8の(4)の基 準を満たしているものとみなす。 | 特定集中治療管理料の注5に規定する早期栄養介入管理加算 | 別添7の様式42の4 | |
| | 12 | 回復期リハビリテーション病棟入院料1~4 | 令和4年3月31日時点で、回復期リハビリテーション病棟入 院料の届出を行っている病棟については、令和4年9月30 日までの間に限り、「新規入院患者のうちの重症の患者の 割合」に係る施設基準を満たしているものとする。 | 回復期リハビリテーション病棟入院料1~4 | 別添7の様式49の2、 様式49の3 | |
| | 13 | 地域包括ケア病棟入院料(200床以上400床未満の医療 機関に限る。) | 令和4年3月31日時点で、地域包括ケア病棟入院料の届出を行っている病棟を有するものについては、令和4年9月30日までの間に限り、自院の一般病棟から転棟した患者の割合に係る施設基準を満たしているものとする。 | 地域包括ケア病棟入院料2または4 | 別添7の様式50 | |

令和4年9月30日まで経過措置の施設基準

| 区分 | 項番 | 届出対象 (令和4年3月31日において下記施設基準を 届出していた保険医療機関) | 経過措置に係る要件(概要) | 引き続き算定する施設基準 | 届出が必要な様式※ |
|-------|----|--|--|--|---|
| 特定入院料 | 14 | 地域包括ケア病棟入院料 | 令和4年3月31日時点で、地域包括ケア病棟入院料・入院 医療管理料の届出を行っている病棟又は病室については を和4年9月30日までの間に限り、自宅等から入棟した患者 割合、自宅等からの緊急患者の受入、在宅医療等の実績 及び在宅復帰率に係る施設基準を満たしているものとす る。 | 地域包括ケア病棟入院料 | 別添7の様式50、様式 50の2 |
| | | | | 地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア病棟入院 医療管理料1又は2 | 別添7の様式50、様式 50の2 |
| | 16 | 精神科救急急性期医療入院料の注6に規定する精神科 | 思入院村に徐る庙山を行っている病様については、〒和4 年0月20日までの間に限し、半該疾抜にむける疾症数が | 精神科教急医療体制加算1 精神科教急医療体制加算2 精神科教急医療体制加算3 | 都道府県等からの意見 書(未提出の場合) |
| | 17 | 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料 | 令和4年3月31日時点で、回復期リハビリテーション病棟入院料を届出を行っている病棟、特定機能病院に限る。)については、令和4年9月30日までの間に限り、施設基準を満たしているものとする。 | 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料 | 別添7の様式9,様式 20、様式490 20、様式49の5 病棟の動務実績表で看 護要員の職種が確認で きる場合は、様式20の 当該看護要員のみを省 略することができる |

[※]医療機関の負担軽減等の観点から、施設基準毎の全届出様式の届出を求めるのではなく、必要最小限の様式の届出を求めるもの。

令和4年9月30日まで経過措置の施設基準

令和4年10月1日以降も算定する場合に届出が必要なもの

〇特掲診療料

| 砂索平 | ·种 | | | | |
|-----|--|---|----------------------------------|--|--|
| 項番 | 届出対象 | 経過措置に係る要件(概要) | 引き続き算定する施設基準 | 届出が必要な様式※ | |
| 18 | がん患者指導管理料イ | 令和4年3月31日時点で、がん患者指導管理料イの届出を 行っている医療機関については、令和4年9月30日までの 間に限り、「意思決定支援に関する指針」に係る施設基準を 満たしているものとする。 | がん患者指導管理料イ | 別添2の様式5の3 | |
| 19 | 一般不妊治療管理料 | 令和4年9月30日までの間に限り、医師の配置、診療実績 及び生殖補助医療を実施する他の保険医療機関との連携 に係る基準を満たしているものとする。 | 一般不妊治療管理料 | 別添2の様式5の11 | |
| 20 | 生殖補助医療管理料 | 令和4年3月31日時点で特定治療支援事業の実施医療機関として指定を受けている保険医療機関については、同年9月30日までの間に限り、人員の配置、具備すべき施設・設備、安全管理等の医療機関の体制(生殖補助医療管理料1における患者からの相談に対応する体制を除く。)に係る基準を満たしているものとする。 | 生殖補助医療管理料 | 別添2の様式5の12 | |
| 21 | 外来腫瘍化学療法診療料 | 等により除内に常時1人以上配置することが困難な場合であって、電話等による緊急の相談等に医師、看護師又は粛削師が24時間対応できる連絡体制が整備され、基合に関切している場合においては、令和6年3月31日までの間に限り、外来腫瘍化学療法診療料2を届け出てもよいものとする。なお、その場合においては、令和4年10月1日以降の算定に当たり、別添2の様式39を用いて届出を行う必要が | 外来腫瘍化学療法診療料 | 別添2の様式39 | |
| 22 | 在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院 | 令和4年3月31日時点で、在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院の届出を行っている保険医療機関については、 令和4年9月30日までの間に限り、「意思決定支援に関する 指針」に係る施設基準を満たしているものとする。 | 在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院 | 別添2の様式11、様式 11の2 | |
| 23 | 摂食機能療法の注3に規定する摂食嚥下機能回復体制 加算1及び加算2 | 令和4年3月31日時点で「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」による改正前(令和4年度改定前)の医科点数表区分番号「HO04]摂食機能療法の「注3」に掲げる摂食嚥下支援加算の施設基準に4年3月出行までの間に限り、摂食嚥下機能回復体制加第1及び加算2に関する摂食嚥下支援一ついては「専任の常動言語聴覚土」であっても差し支えない、こととする。また、摂食嚥下機能回復体制加算1の経口摂取回復率35%以上の基準を満たしているものとする。 | 摂食機能療法の注3に規定する摂食嚥下機能回復体制加算1及び加算2 | [加算1] 別添2の様式43の6、 様式43の6の2、様式 44の42 【加算2】 別添2の様式43の6、 様式44の2 | |
| 24 | 精樂內精子採取術 | 令和4年3月31日時点で特定治療支援事業の実施医療機 関として指定を受けている保険医療機関については、同年 9月30日までの間に限り、医師の配置、診療実績及び他の 保険医療機関との連携に係る基準を満たしているものとす る。 | 精巣内精子採取術 | 別添2の様式87の42 | |
| 25 | 機能強化型訪問看護管理療養費 | 令和4年3月31日時点で、機能強化型訪問看護管理療養費 1又は2の届出を行っている訪問看護ステーションについて は、令和4年9月30日までの間に限り、「人材育成のための 研修等」及び「訪問看護に関する情報提供又は相談」に係 る基準を満たしているものとする。 | 機能強化型訪問看護管理療養費 | 別紙様式6 | |
| | 項番 18 19 20 21 22 23 | 項番 居出対象 18 がん患者指導管理料イ 19 一般不妊治療管理料 20 生殖補助医療管理料 21 外来腫瘍化学療法診療料 22 在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院 23 摂食機能療法の注3に規定する摂食嚥下機能回復体制加算1及び加算2 24 精巣内精子採取術 | 18 | 項番 周出対象 基础情面に係る要件(模要) 引き構造質定する施設基準 行いている機能機能に対いては、今日4年の月の日出生 行いている機能機能に対いては、今日4年の月の日までの 同川田川・「悪史大変と関に加する 行い患者は今日 日本 分が、患者指導管理料イ 分が、患者指導管理料イ 分が、患者指導管理料イ 分が、患者指導管理料イ 分が、患者指導管理料イ 分が、患者指導管理料イ 分が、患者指導管理料イ 分が、患者指導管理料イ 分が、患者は 分が、まる 分が | |

[※]医療機関の負担軽減等の観点から、施設基準毎の全届出様式の届出を求めるのではなく、必要最小限の様式の届出を求めるもの。

(参考)

令和4年10月1日以降も算定するに当たり注意が必要なもの等

〇基本診療料

| | ・記グスネイ | • | | |
|-------|--------|---|--|-----------------------|
| 区分 | 項番 | 対象 (令和4年3月31日において下記施設基準を 届出していた保険医療機関) | 経過措置に係る要件(概要) | 引き続き算定する施設基準 |
| 初再診料 | 1 | 機能強化加算 | 令和4年3月31日時点で機能強化加算に係る届出を行っている保険医療機関については、令和4年9月30日までの間に限り、地域包括診療和算2、地域包括診療料2、機能強化型以外の在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院における実績に係る基準、地域における保健・福祉・行政サービス等に係る対応を行っている常勤の医師を配置していることに係る基準、地域におけるかかりつけ医機能として対応を行っていることに係る基準、を満たしていることに係る基準、を満たしていることになるとなる。 | 機能強化加算 |
| | 2 | 急性期一般入院料6 | 令和4年3月31日時点で現に急性期一般入院料6を届け出ている保険医療機関については、令和4年9月30日までの間に限り、引き続き令和4年度改定前の点数表により急性期一般入院料6を算定可能とする。 | 急性期一般入院料6 |
| 入院基本料 | 3 | 療養病棟入院基本料 | 令和4年3月31日において現に療養病棟入院料1又は2に 係る届出を行っている保険医療機関については、令和4年9 月30日までの間に限り、摂食機能又は嚥下機能の回復に 必要な体制が確保されているものとみなす。 | 療養病棟入院基本料 |
| | 4 | 療養病棟入院基本料 | 令和4年3月31日において、現に療養病棟入院基本料に係る届出を行っている保険医療機関については、令和4年9月30日までの間に限り、FIMの測定を行っているものとみなす。 | 療養病棟入院基本料 |
| 入院基本料 | 5 | 重症患者初期支援充実加算 | 特に重篤な患者及びその家族等に対する支援に係る取組の評価等を行うカンファレンスについて、開催が困難な場合にあっては、令和4年9月30日までに開催予定であれば、差し支えないものとする。 | 重症患者初期支援充実加算 |
| | 6 | 救命救急入院料1及び3における重症度、医療看護必要 度の評価方法 | 令和4年3月31日時点で救命救急入院料の届出を行っている治療室にあっては、令和4年9月30日までの間に限り、令和4年度改定前の特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票を用いて評価をしても差し支えないこと。 | 救命救急入院料1及び3 |
| 特定入院 | 7 | 脳卒中ケアユニット入院医療管理料における一般病棟用 の重症度、医療・看護必要度の評価方法 | 令和4年3月31日時点で脳卒中ケアユニット入院医療管理 料の届出を行っている治療室にあっては、令和4年9月30日 までの間に限り、令和4年度改定前の一般病棟用の重症 度、医療・看護必要度に係る評価票を用いて評価をしても差 し支えないこと。 | 脳卒中ケアユニット入院医療管理料 |
| 料 | 8 | 地域包括ケア病棟入院料(療養病床に限る。) | 令和4年3月31日時点で、地域包括ケア病棟入院料又は入院医療管理料の届出を行っている病棟については、令和4年9月30日までの間に限り、当該病棟又は病室において、入院患者に占める、自宅等から入院したものの割合が6割以上であること・当該病棟又は病室における自宅等からの緊急の入院患者の受入れ入数が、前3月間において30人以上であること・救急医療を行うにつき必要な体制が整備されていることの要件を満たしているものとする。 | 地域包括ケア病棟入院料(療養病床に限る。) |

〇特掲診療料

| 区分 | 項番 | 対象 (令和4年3月31日において下記施設基準を届出していた 保険医療機関等(令和4年4月に新たに創設された施設基 準含む。)) | 経過措置に係る要件(概要) | 引き続き算定する施設基準 |
|------|----|---|---|---------------|
| 医学管理 | 9 | こころの連携指導料(I) | 自殺対策等に関する適切な研修を受講していない場合に あっては、令和4年9月30日までに受講予定であれば、差し 支えないものとする。 | こころの連携指導料(I) |
| リハビリ | 10 | 疾患別リハビリテーション料 | 令和4年9月30日までの間に限り、FIMの測定に係る要件を 満たしていることとする。 | 疾患別リハビリテーション料 |